

○経済産業省告示第八十四号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの</p>	<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの</p>

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9 (1)・(2) 「略」

- (3) 二の表の辨のワシントン条約附属書I、附属書II又は附属書IIIに掲げる種に属す

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9 (1)・(2) 「略」

- (3) 二の表の辨のワシントン条約附属書I、附属書II又は附属書IIIに掲げる種に属す

る動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。

イ アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガ

る動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。

イ アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガ

リア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）。

）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、

リア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）。

）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、

ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシヤス、メキ

ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシヤス、メキ

シコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サ

シコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、

ウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、ソロモニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ロ 「略」

(4) 二の表の辨のモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベル

エ

ロ 「略」

(4) 二の表の辨のモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベル

ギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボベルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キユーバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリ

ギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボベルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キユーバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリ

トリア、エストニア、エスワティニ、エチ
オピア、ソマリア、フィジー、フィンラン
ド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョー
ジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナ
ダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、
ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラ
ス、ハンガリー、アイスランド、インド、
インドネシア、イラン、イラク、アイルラ
ンド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ
、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリ
バス、クウェート、キルギス、ラオス、ラ
トビア、レバノン、レソト、リベリア、リ
ビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、

トリア、エストニア、エスワティニ、エチ
オピア、ソマリア、フィジー、フィンラン
ド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョー
ジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナ
ダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、
ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラ
ス、ハンガリー、アイスランド、インド、
インドネシア、イラン、イラク、アイルラ
ンド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ
、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリ
バス、クウェート、キルギス、ラオス、ラ
トビア、レバノン、レソト、リベリア、リ
ビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、

ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルデイブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モングル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージールランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北マケドニア、ノルウエー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、

ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルデイブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モングル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージールランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウエー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワン

ロシア、ルワンダ、セントクリストファー
・ネービス、セントルシア、セントビンセ
ント、サモア、サンマリノ、サントメ・プ
リンシペ、サウジアラビア、セネガル、セ
ルビア、セーシェル、シエラレオネ、シン
ガポール、スロバキア、スロベニア、ソロ
モン、南アフリカ共和国、南スーダン、ス
ペイン、スリランカ、スーダン、スリナム
、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、
タジキスタン、**タイ**、東ティモール、トー
ゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュ
ニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバ
ル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国

ダ、セントクリストファー・ネービス、セ
ントルシア、セントビンセント、サモア、
サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウ
ジアラビア、セネガル、セルビア、セーシ
エル、シエラレオネ、シンガポール、スロ
バキア、スロベニア、ソロモン、南アフリ
カ共和国、南スーダン、スペイン、スリラ
ンカ、スーダン、スリナム、スウェーデン
、スイス、シリア、台湾、タジキスタン、
タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニ
ダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ト
ルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウク

連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(5) 二の表のハの化学兵器禁止法第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バング

ライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(5) 二の表のハの化学兵器禁止法第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バング

ラデシユ、バルバドス、ベラルーシ、ベル
ギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリ
ビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワ
ナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブ
ルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、
カンボジア、カメルーン、カナダ、中央ア
フリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（
香港及びマカオを含む。）、コロンビア、
コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリ
カ、コートジボワール、クロアチア、キュ
ーバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和
国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミ
ニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル

ラデシユ、バルバドス、ベラルーシ、ベル
ギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリ
ビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワ
ナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブ
ルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、
カンボジア、カメルーン、カナダ、中央ア
フリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（
香港及びマカオを含む。）、コロンビア、
コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリ
カ、コートジボワール、クロアチア、キュ
ーバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和
国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミ
ニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル

、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、
エスワティニ、エチオピア、フィジー、フ
インランド、フランス、ガボン、ガンビア
、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ
、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニア
ビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホ
ンジュラス、ハンガリー、アイスランド、
インド、インドネシア、イラン、イラク、
アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨ
ルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス
、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビ
ア、レバノン、レソト、リベリア、リビア
、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルク

、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、
エスワティニ、エチオピア、フィジー、フ
インランド、フランス、ガボン、ガンビア
、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ
、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニア
ビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホ
ンジュラス、ハンガリー、アイスランド、
インド、インドネシア、イラン、イラク、
アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨ
ルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス
、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビ
ア、レバノン、レソト、リベリア、リビア
、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルク

センプルク、マダガスカル、マラウイ、マ
レーシア、モルデイブ、マリ、マルタ、マ
ーシャル、モーリタニア、モーリシヤス、
メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴ
ル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビー
ク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパ
ール、オランダ、ニュージーランド、ニカ
ラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウ
エ、北マケドニア、ノルウエー、オマーン
、パキスタン、パラオ、パレスチナ、パナ
マ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペ
ルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガ
ル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルー

センプルク、マダガスカル、マラウイ、マ
レーシア、モルデイブ、マリ、マルタ、マ
ーシャル、モーリタニア、モーリシヤス、
メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴ
ル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビー
ク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパ
ール、オランダ、ニュージーランド、ニカ
ラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウ
エ、ノルウエー、オマーン、パキスタン、
パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パ
ラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーラン
ド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モ
ルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、

マニア、ロシア、ルワンダ、セントクリス
トファー・ネービス、セントルシア、セン
トビンセント、サモア、サンマリノ、サン
トメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネ
ガル、セルビア、セーシェル、シエラレオ
ネ、シンガポール、スロバキア、スロベニ
ア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和
国、スペイン、スリランカ、スーダン、ス
リナム、スウェーデン、スイス、シリア、
タジキスタン、タイ、東ティモール、トー
ゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュ
ニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバ
ル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国

セントクリストファー・ネービス、セント
ルシア、セントビンセント、サモア、サン
マリノ、サントメ・プリンシペ、サウジア
ラビア、セネガル、セルビア、セーシェル
、シエラレオネ、シンガポール、スロバキ
ア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南
アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、
スーダン、スリナム、スウェーデン、スイ
ス、シリア、タジキスタン、タイ、マケド
ニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモー
ル、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバ
ゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタ
ン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラ

連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。